日本郵船

第127期

定時株主総会招集ご通知

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
第127期定時株主総会招集ご通知添付書類を含む

開催情報

日 時
平成26年6月24日(火曜日)午前10時

場 所
ザ・プリンス パークタワー東京
地下2階　ボールルーム

書面及びインターネット等による議決権行使期限
平成26年6月23日(月曜日)午後5時

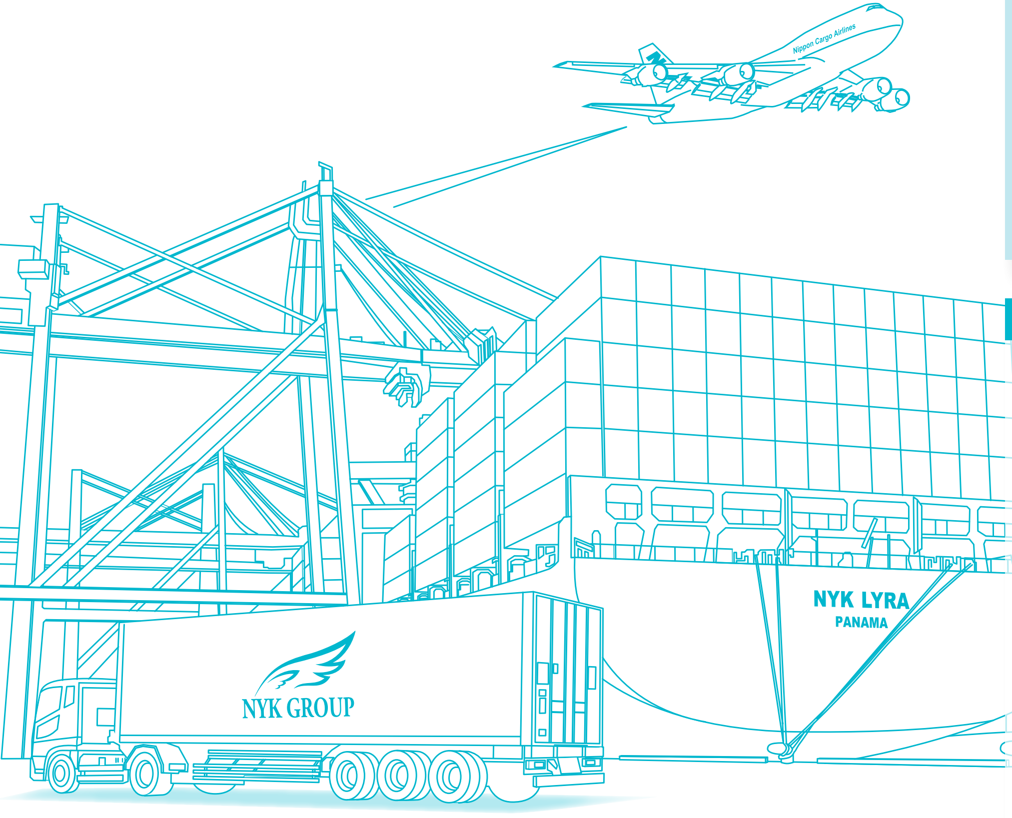

目 次

社長ご挨拶	1
第127期　定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	
議案及び参考事項	
第1号議案　剰余金の処分の件	5
第2号議案　取締役13名選任の件	5
主要財務ハイライト(連結)	9
事業報告	11
連結計算書類	24
計算書類	27
監査報告	30
電磁的方法(インターネット等)による議決権行使のご案内	34
株主メモ	38
お知らせ	38

More Than Shipping 2018

NYK GROUP

NADESHIKO BRAND 2014

証券コード：9101

社長ご挨拶

代表取締役社長　工藤 泰三

株主の皆様には、日頃より当社グループの活動にご理解とご支援をいただき、心より感謝申し上げます。定時株主総会招集ご通知のお届けにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

当期（平成25年度）の連結業績は、売上高は前期比17.9％増収の2兆2,372億円、営業利益は前期比158.1％増益の449億円、経常利益は前期比229.4％増益の584億円、当期純利益は前期比74.9％増益の330億円となりました。

当期の事業環境を振り返りますと、船腹の需給ギャップ解消の兆しが一部に見えましたが、通年では大きなギャップから抜け出せず、低調な海運市況と高止まりした燃料油価格に苦しんだ一年でした。このような事業環境のもと、コンテナ船等の運賃非安定型事業では依然経常損失となりましたが、一方で長期安定を追求する当社グループの営業方針の継続により、運賃安定型事業は経常利益を着実に積み上げることができました。

さて、当社グループの中期経営計画 “More Than Shipping 2013” は、当期末に三ヵ年の計画期間を終了しました。海運・空運市況の著しい低迷や円高のため収益目標は未達成であったものの、従来の海運業の枠にとらわれずプラスアルファの付加価値により他社との差別化を狙う戦略を貫き、その結果が業績にも表れつつあります。この基本戦略を踏襲し、当社グループの海技、エンジニアリング、物流技術、情報技術から日常の創意・工夫までを含む広義の技術力を活かして、一層の企業価値向上を目指す新中期経営計画が、本年3月27日に発表した“More Than Shipping 2018 ～Stage 2 きらり技術力～”です。今後拡大が見込まれるLNG輸送・海洋事業に投資の重点を置きつつ、海運業で常に必要とされる高度な船舶管理・運航品質や、3M（ムダ、ムラ、ムリ）解消活動を通じた現場レベルの効率化など、技術力と人間力を駆使して差別化と安定利益拡大に取り組んでまいります。

以上のような状況を踏まえ、当期の期末配当は前期と比べて１円増配し、1株につき３円とすることをご提案申し上げます。また、来期（平成26年度）の連結業績は、現時点で売上高２兆3,160億円、営業利益700億円、経常利益700億円、当期純利益350億円を予想しており、これを前提として１株当たり配当金は中間２円及び期末３円、年間５円（連結配当性向24.2%）を予想しております。

なお、当社は本年3月に過年度の特定自動車運送業務に関して、公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。事実認定等において当社の主張が受け入れられなかったことは誠に遺憾ですが、総合的に判断し当該各命令に係る審判請求を行わないことといたしました。このような事態になりましたことを厳粛かつ深刻に受け止め、株主の皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。本件の重大性を重く受け止め、会長、社長、自動車船部門担当の専務及び経営委員の報酬を一定期間減額いたしました。また、当期に係る取締役賞与は不支給といたしました。

外航海運業は、独占禁止法の適用を受ける国・航路と、その適用が除外される国・航路が併存する複雑な事業環境にありますが、国際社会の趨勢は、近時ますます規制が強化され適用除外の範囲が狭まる傾向にあります。当社としてもこうした動向の把握に一層遺漏なきを期し、常に法令を遵守し公正に事業を遂行するとともに、独占禁止法遵法活動徹底委員会の開催、リスクアセスメントや投資案件における事前審査の実施など、あらゆる手段を講じ再発防止と法令遵守の徹底に全力を尽くしてまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年6月

代表取締役社長　工藤泰三

新中期経営計画“More Than Shipping 2018”の戦略チャート

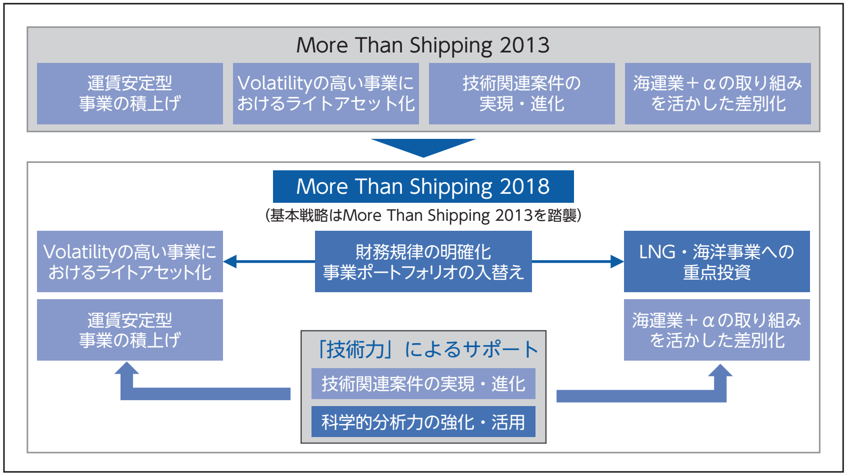

今後5年間の経営方針

①アセット戦略
◆事業ポートフォリオの見直し・修正
◆資産効率化

②事業の差別化戦略
◆技術力の差別化
◆3M解消活動を通じた現場レベルでの効率化

③負債・資本戦略
◆総資産の増加抑制
◆負債と資本のバランスを常に考慮

④配当方針
◆安定配当
(投資とバランスを考慮、配当性向25%以上)

⑤コンプライアンス徹底
◆法令遵守
◆グローバルな遵守体制の整備

本招集ご通知をお読みいただく際には、次の点にご留意願います。

1. 業績予想や将来の予測等に関する記述は、現時点で入手された情報に基づき合理的と判断した予想であり、潜在的なリスクや不確実性その他の要因が内包されています。従って、実際の業績は見通しと大きく異なる結果となる可能性があります。
2. 「当社グループ」とは、当社及びその子会社から成る企業集団を意味しています。
3. 記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。
4. △印はマイナスを示しています。
5. 国際会計基準（IAS）第19号「従業員給付」（平成23年6月16日改訂）が、平成25年１月１日以後開始する連結会計年度から適用となることに伴い、当期より、一部の関係会社では改訂後のIAS第19号を適用しています。当該会計方針の変更に伴い、第126期中間期及び第126期については遡及適用後の数値となっています。
6. 日本の独占禁止法や米国の反トラスト法など各国の同様の法律を総称して「競争法」と記載している場合があります。

証券コード9101
平成26年6月2日

株　主　各　位

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
日　本　郵　船　株　式　会　社
代表取締役社長　工　藤　泰　三

第127期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第127期定時株主総会を下記の要領で開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書面（緑色）を会場受付にご提出ください。

当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後掲の株主総会参考書類（5ページから8ページまで）をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権の行使〕

同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成26年6月23日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

〔電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使〕

34ページ及び35ページに記載の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、平成26年6月23日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使ください。

敬　具

記

1．日　　時　平成26年6月24日（火曜日）午前10時　（受付開始　午前9時）

2．場　　所　東京都港区芝公園四丁目8番1号
ザ・プリンス パークタワー東京　地下2階　ボールルーム
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3．会議の目的事項

報告事項　1．第127期（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第127期（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役13名選任の件

※株主総会参考書類並びに招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告は、５ページから８ページまで、及び11ページから33ページまでに記載のとおりです。
ただし、以下の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトの「IR情報」の中にございます「IRイベント・株主総会」のページ（http://www.nyk.com/release/IR_meeting.html）に掲載しておりますので、本招集通知の添付書類には記載しておりませんが、本招集通知の添付書類と同じく監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をしております。
①連結計算書類の連結注記表
②計算書類の個別注記表

4．議決権の行使に関する事項

(1) 各議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。
(2) 議決権行使書面の郵送と電磁的方法（インターネット等）の双方により重複して議決権を行使された場合は、後者による議決権行使を有効としてお取扱いいたします。また、電磁的方法（インターネット等）によって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効としてお取扱いいたします。
(3) 当日ご出席願えない場合は、議決権を有する他の株主様１名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、議決権を行使することができます。

5．記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類及びその他本招集ご通知の記載事項に修正の必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイトの「IR情報」の中にございます「IRイベント・株主総会」のページ（http://www.nyk.com/release/IR_meeting.html）に掲載いたします。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への安定的な利益還元を経営上の重要課題の一つと考えております。経営環境の更なる激変にも耐え得る適正な内部留保の水準等も勘案し、当期の期末配当につきましては前期と比べて１円増配し、次のとおり１株につき３円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金２円を加えた年間配当金は５円となります。

期末配当に関する事項

（1）配当財産の種類
　　金銭
（2）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき３円　総額5,088,361,563円
（3）剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成26年６月25日

第２号議案　取締役13名選任の件

現任の取締役13名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、次の13名の取締役選任をお願いいたしたいと存じます。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数／取締役会出席率
1	再任 宮原耕治（みやはら こうじ） （昭和20年12月３日生）	昭和45年４月　当社入社 平成８年４月　当社経営企画グループ長 平成12年６月　当社取締役 平成14年４月　当社取締役経営委員 平成14年６月　当社常務取締役経営委員 平成15年６月　当社代表取締役専務取締役経営委員 平成16年４月　当社代表取締役社長経営委員 平成18年４月　当社代表取締役社長・社長経営委員 平成21年４月　当社代表取締役会長・会長経営委員　（現在に至る） ＜重要な兼職の状況＞ 一般社団法人日本経済団体連合会　副会長	153,260株 100%
2	再任 工藤泰三（くどう やすみ） （昭和27年11月14日生）	昭和50年４月　当社入社 平成10年６月　当社セミライナーグループ長 平成14年４月　当社経営委員 平成16年６月　当社常務取締役経営委員 平成18年４月　当社代表取締役・専務経営委員 平成20年４月　当社代表取締役・副社長経営委員 平成21年４月　当社代表取締役社長・社長経営委員　（現在に至る）	135,735株 100%

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数 / 取締役会出席率
3	再任 ないとう ただあき 内藤 忠顯 （昭和30年9月30日生）	昭和53年4月　当社入社 平成16年4月　当社石油グループ長 平成17年4月　当社経営委員 平成19年4月　当社常務経営委員 平成20年6月　当社取締役・常務経営委員 平成21年4月　当社代表取締役・専務経営委員 平成25年4月　当社代表取締役・副社長経営委員　（現在に至る） 技術本部長、IT戦略会議議長、チーフインフォメーションオフィサー、一般貨物輸送本部担当	93,364株 / 100%
4	再任 たざわ なおや 田澤 直哉 （昭和30年10月27日生）	昭和53年4月　当社入社 平成14年4月　当社人事グループ長 平成17年4月　当社経営委員 平成19年4月　当社常務経営委員 平成21年6月　当社取締役・常務経営委員 平成22年4月　当社代表取締役・専務経営委員　（現在に至る） 総務本部長、チーフコンプライアンスオフィサー	90,473株 / 100%
5	再任 みずしま けんじ 水島 健二 （昭和31年4月21日生）	昭和54年4月　当社入社 平成19年4月　当社経営委員定航マネジメントグループ長 平成20年4月　当社常務経営委員 平成21年6月　当社取締役・常務経営委員 平成24年4月　当社代表取締役・専務経営委員　（現在に至る） 経営企画本部長、チーフファイナンシャルオフィサー、客船本部担当	55,387株 / 100%
6	再任 ながさわ ひとし 長澤 仁志 （昭和33年1月22日生）	昭和55年4月　当社入社 平成16年4月　当社LNGグループ長 平成19年4月　当社経営委員 平成21年4月　当社常務経営委員 平成23年6月　当社取締役・常務経営委員 平成25年4月　当社代表取締役・専務経営委員　（現在に至る） エネルギー輸送本部長	75,565株 / 100%
7	再任 ちから いし こういち 力石 晃一 （昭和32年4月19日生）	昭和55年4月　当社入社 平成15年4月　当社石油製品・LPGグループ長 平成21年4月　当社経営委員 平成24年4月　当社常務経営委員 平成24年6月　当社取締役・常務経営委員 平成25年4月　当社代表取締役・専務経営委員　（現在に至る） 自動車輸送本部長	55,364株 / 100%
8	再任 まるやま ひでとし 丸山 英聡 （昭和32年5月27日生）	昭和56年4月　当社入社 平成20年4月　当社経営委員定航マネジメントグループ長 平成25年4月　当社常務経営委員 平成25年6月　当社取締役・常務経営委員　（現在に至る） 一般貨物輸送本部長	38,494株 / 93%

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数 取締役会出席率
9	再任 左光真啓（さみつまさひろ） (昭和32年12月4日生)	昭和55年4月　当社入社 平成15年9月　当社バルク・エネルギー・アトランティックグループ長 平成21年4月　当社経営委員 平成25年4月　当社常務経営委員 平成25年6月　当社取締役・常務経営委員　(現在に至る) ドライバルク輸送本部長、客船本部長	47,161株 100%
10	再任 大鹿仁史（おおしかひとし） (昭和34年3月28日生)	昭和57年4月　当社入社 平成18年4月　当社グループ経営戦略グループ長 平成21年4月　当社経営委員 平成25年6月　当社取締役・経営委員　(現在に至る) 企画部門・航空運送事業部門担当	33,543株 100%
11	再任 小笠原和夫（おがさわらかずお） (昭和33年3月9日生)	昭和57年4月　当社入社 平成18年4月　当社製鉄原料グループ長 平成21年4月　当社経営委員 平成25年6月　当社取締役・経営委員　(現在に至る) ドライバルク輸送部門担当	43,161株 100%
12	再任 社外　独立役員 岡本行夫（おかもとゆきお） (昭和20年11月23日生)	昭和43年4月　外務省入省 平成3年1月　同省退官 平成3年3月　株式会社岡本アソシエイツ代表取締役（現職） 平成8年11月　内閣総理大臣補佐官 平成10年3月　同上退官 平成13年9月　内閣官房参与 平成15年4月　同上退官 　　　　　　　内閣総理大臣補佐官 平成16年3月　同上退官 平成20年6月　当社社外取締役　(現在に至る) ＜重要な兼職の状況＞ 株式会社岡本アソシエイツ　代表取締役、 三菱マテリアル株式会社　社外取締役、 三菱自動車工業株式会社　社外監査役	62,291株 86%
13	再任 社外　独立役員 翁百合（おきなゆり） (昭和35年3月25日生)	昭和59年4月　日本銀行入行 平成4年4月　株式会社日本総合研究所入社 平成6年4月　同社主任研究員 平成12年4月　同社主席研究員 平成13年9月　慶應義塾大学大学院特別招聘教授 平成18年6月　株式会社日本総合研究所理事（現職） 平成20年6月　当社社外取締役　(現在に至る) ＜重要な兼職の状況＞ 株式会社日本総合研究所　理事、 株式会社セブン銀行　社外取締役、 株式会社ブリヂストン　社外取締役	48,549株 100%

(注1) 各取締役候補者と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。
(注2) 岡本行夫、翁 百合の両氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役の候補者であります。両氏につきましては、一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しており、各氏の選任が承認された場合は、引き続き株式会社東京証券取引所等に対し独立役員として届け出ます。
(注3) 岡本行夫氏につきましては、国際情勢に精通する専門家としての幅広い知識と見識を当社の経営に生かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであり、その知識と見識は当社の経営に資するものであると考えております。
(注4) 翁 百合氏につきましては、経済及び金融情勢に精通する専門家としての幅広い知識と見識を当社の経営に生かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであり、その知識と見識は当社の経営に資するものであると考えております。
(注5) 当社は過年度の特定自動車運送業務に関し、公正取引委員会から本年３月に独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。岡本行夫、翁 百合の両氏は、当該命令の対象行為に係る調査を受けるまで当該命令の対象たる行為を認識しておりませんでした。両氏はそれまでの法令遵守に関する発言に加え取締役会や独占禁止法遵法活動徹底委員会などにおいて、海外の競争法を含む独占禁止法の違反行為の根絶及び再発防止のために意見を表明しております。
(注6) 岡本行夫氏が社外取締役を兼任しております三菱マテリアル株式会社は、多結晶シリコン等を製造している四日市工場において、高圧ガス保安法に基づく許可を受けることなく高圧ガスの製造を行っていたとして、平成22年４月に一部設備の使用を停止するよう三重県から指示を受けました。
また、同氏が社外監査役を兼任しております三菱自動車工業株式会社の製作所において、環境関係法令及び条例等に基づく必要な届出を行わずに一部設備を使用していた事実が平成23年３月に判明しました。
同社は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）が含まれる、あるいは含まれる可能性のある絶縁油を使用した機器を誤処分していた事実が平成24年９月から12月にかけて判明しました。
同氏はこれら指示等の対象となった各事実に関与しておりませんでしたが、日頃から法令遵守の視点に立ち適宜意見表明を行っており、これら各事実の判明後は再発防止に向けた同社の取組内容を確認するなど、法令遵守体制の更なる強化に努めております。
(注7) 岡本行夫、翁 百合の両氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって６年となります。
(注8) 当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき定めた定款第33条により、同法第423条第１項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。岡本行夫、翁 百合の各氏の選任が承認された場合は、当社は各氏と引き続き同様の責任限定契約を締結いたします。

主要財務ハイライト（連結）

1. 業績の推移

（1）売上高

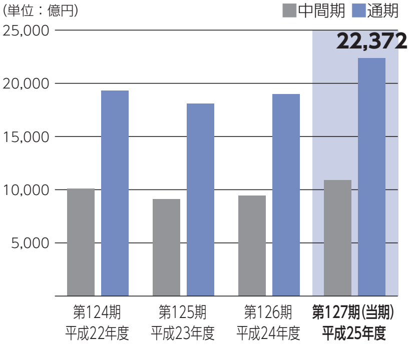

（2）経常損益

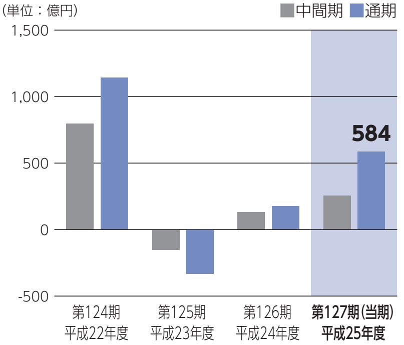

（3）当期純損益

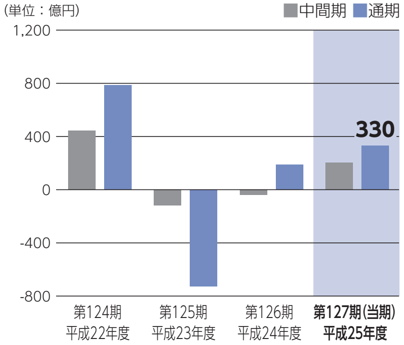

（4）総資産

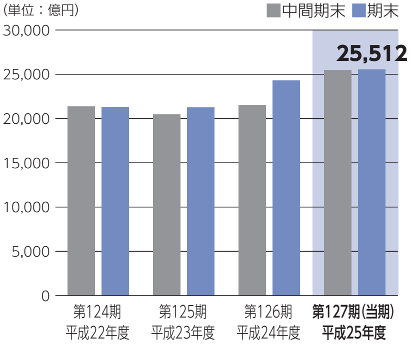

（5）株主資本・自己資本比率

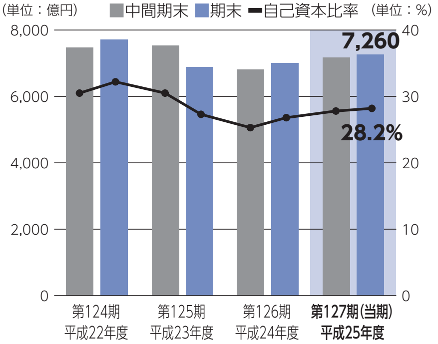

（6）有利子負債自己資本比率（D/E Ratio）

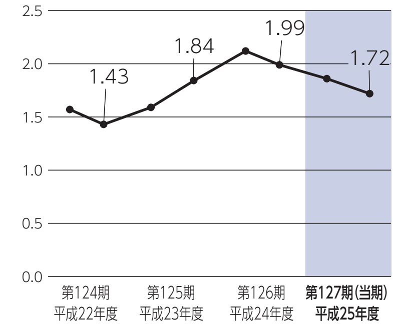

為替レートの推移（ご参考）

消費燃料油価格の推移（ご参考）

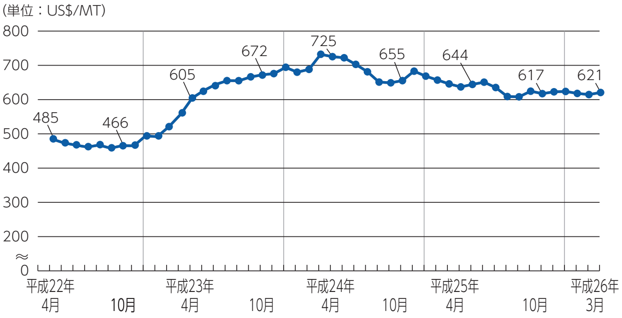

（注）為替レート・消費燃料油価格とも、当社社内値（表示単位未満を四捨五入）です。

2. 事業部門別業績

連結売上高構成比（当期）

定期船事業 26.0%

（単位：億円）	第124期 平成22年度	第125期 平成23年度	第126期 平成24年度	第127期（当期） 平成25年度
売上高	定期船 4,621 ターミナル 1,224	定期船 4,187 ターミナル 1,400	5,360	6,174
営業損益	定期船 333 ターミナル 70	定期船 △430 ターミナル 77	△25	△38
経常損益	定期船 302 ターミナル 66	定期船 △447 ターミナル 77	△16	△7

航空運送事業 3.8%

（単位：億円）	第124期 平成22年度	第125期 平成23年度	第126期 平成24年度	第127期（当期） 平成25年度
売上高	872	826	778	888
営業損益	86	42	△49	△75
経常損益	78	33	△48	△73

物流事業 18.2%

（単位：億円）	第124期 平成22年度	第125期 平成23年度	第126期 平成24年度	第127期（当期） 平成25年度
売上高	3,909	3,651	3,668	4,315
営業損益	67	76	21	56
経常損益	77	92	47	65

不定期専用船事業 41.6%

（単位：億円）	第124期 平成22年度	第125期 平成23年度	第126期 平成24年度	第127期（当期） 平成25年度
売上高	7,964	7,308	8,245	9,884
営業損益	663	20	226	470
経常損益	604	△77	177	548

客船事業 1.9%

（単位：億円）	第124期 平成22年度	第125期 平成23年度	第126期 平成24年度	第127期（当期） 平成25年度
売上高	358	324	350	452
営業損益	△23	△56	△34	9
経常損益	△26	△58	△37	7

不動産業 0.4%

（単位：億円）	第124期 平成22年度	第125期 平成23年度	第126期 平成24年度	第127期（当期） 平成25年度
売上高	114	108	104	99
営業損益	32	31	35	34
経常損益	43	39	39	38

その他の事業 8.1%

（単位：億円）	第124期 平成22年度	第125期 平成23年度	第126期 平成24年度	第127期（当期） 平成25年度
売上高	1,635	1,845	1,736	1,927
営業損益	△6	△3	△1	△6
経常損益	△4	8	14	6

3. 事業部門別資産

（単位：億円）

		第124期 平成22年度	第125期 平成23年度	第126期 平成24年度	第127期（当期） 平成25年度
一般貨物輸送事業	定期船事業	定期船 2,593 ターミナル 1,381	定期船 2,615 ターミナル 1,584	4,078	4,524
	航空運送事業	599	697	903	788
	物流事業	2,152	2,052	2,172	2,379
不定期専用船事業		13,027	12,956	14,500	15,022
その他事業	客船事業	273	281	286	337
	不動産業	538	545	573	538
	その他の事業	5,075	4,575	6,078	5,529
計		25,642	25,309	28,592	29,121
調整額		△4,374	△4,087	△4,291	△3,609
連結		21,268	21,222	24,301	25,512

（注1）事業部門間の内部取引高消去前の数字です。
（注2）第125期より、当社グループの物流事業の再編に伴い「ターミナル関連事業」、「物流事業」、「不定期専用船事業」に係る事業・役務区分の一部見直しを行いました。なお、上記の第124期の数値につきましては、この見直しによる変更を反映していません。
（注3）当期より、当社グループにおける経営方針及び組織管理体制の見直しに伴い、「ターミナル関連事業」を「定期船事業」に含めて表示する方法に変更しています。また、一部の連結子会社が属する事業部門を「定期船事業」から「不定期専用船事業」に変更しています。上記の第126期の数値はこれらの変更を反映していますが、第124期及び第125期の数値はこれらの変更を反映していません。
（注4）事業部門別資産の調整額の内容は、事業部門間の取引に係る債権、資産の調整、及び特定の事業部門に区分できない全社資産です。なお、全社資産の主なものは当社の余剰運用資金（現金及び預金）です。

第127期　定時株主総会招集ご通知添付書類

事業報告 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 当社グループの事業の経過及びその成果

① 当期の業績

当期の世界経済は、米国経済が脆弱さを内包しながらも順調に回復の過程をたどりました。欧州経済は、底打ち感があったもののマイナス成長でした。中国の経済成長は、他地域と比べて依然高いものの減速しました。その他の新興国は、米国の金融政策の影響により、経済成長に陰りが生じた国もありました。

日本は円安が必ずしも全般的な輸出の増加に繋がらなかったものの、株価や消費マインドの回復など明るい材料が見られました。

このような事業環境のもと、当期の連結業績は、売上高2兆2,372億円（前期比17.9％増）、営業利益449億円（同158.1％増）、経常利益584億円（同229.4％増）、当期純利益330億円（同74.9％増）と前期と比べて増収増益となりました。

② 各事業部門の概況

Ⅰ．一般貨物輸送事業

(i) 定期船事業

コンテナ船部門の需給関係は、主に欧米諸国における経済の回復に伴い荷動きに改善の兆しが見えてきた一方、それを上回るペースで新造大型船の投入が続いたことにより、船腹の供給圧力が一層強まりました。このため多くの航路で運賃水準が下落しました。北米・欧州をはじめ各航路でサービスの合理化が行われ、一定の需給の改善が見られましたが、下落した運賃が回復するには至りませんでした。当社グループが成長地域と位置づけるアジア域内航路においては、より競争力のあるサービスへ改編し顧客のニーズに応えた結果、前期と比べて大幅な積高増を達成しました。他航路においても、減速航海の徹底による燃料消費量の削減や、アライアンスを活用したサービスの合理化などにより大幅なコスト削減を達成し競争力を強化しましたが、運賃水準の下落が大きく、業績は前期に続き増収ながらも損失を計上しました。

国内外コンテナターミナルの総取扱量は微減となったものの、航路改編に伴う国内取扱量の増加と円安により、ターミナル関連部門の業績は前期と比べて増収増益となりました。

(ii) 航空運送事業

日本貨物航空㈱は継続的なコスト削減に努めるとともに、国内航空会社として初めてエアライン・チャーター事業を開始するなど、市況変動の影響を受けにくいビジネスへの取組みを強化しました。しかしながら日本発貨物の荷動きが低迷したことに伴う運賃下落が大きく影響し、本年1月以降は消費増税前の駆込み需要があったものの、前期と比べて業績は悪化し損失が拡大しました。

(iii) 物流事業

航空貨物輸送（フォワーダー業）は、取扱数量はほぼ横這いながら、下期に入って日本発貨物の減少に漸く底打ち感が見られました。海上貨物輸送（フォワーダー業）は、取扱数量に大きな伸びはなかったものの、収益性が改善しました。ロジスティクス事業（倉庫での保管や、集荷・輸送などの物流事業）は、欧州では依然として景気低迷の影響を大きく受けましたが、アジアでは堅調に推移し、引き続きコスト削減にも取り組みました。国内物流部門は、内航事業や近海事業が堅調な動きを見せ、前期に及ばなかったものの利益を確保しました。この結果、物流事業全体の業績は前期と比べて増収増益となりました。

Ⅱ．不定期専用船事業

自動車船部門は、北米市場の好調な販売や円安により一部の仕向け地への荷動きは回復したものの、日本からの完成車輸出総台数は横這いでした。しかしながら、顧客との関係の強化に努めるとともに、減速航海と効率的な配船の徹底及び海外発の完成車輸送への積極的な取組みにより、前期と比べて輸送台数を増やし、業績が向上しました。

自動車物流事業は、引き続き中国、インド、ロシアなどの新興国を中心に、完成車ターミナル事業、完成車陸上輸送、配送物流センター事業及びPDI事業（ディーラー配送前に完成車の整備・検査サービスを行う事業）の規模を拡大しました。

ドライバルカー部門は、新造船の大量竣工が漸く収まったものの、大幅な船腹過剰と燃料油価格の高騰により期初の業績は低調でした。その後、中国向けの鉄鉱石と石炭の長距離輸送需要が増加し、昨年７月以降はケープサイズを中心に全船型・全水域で市況が好転しました。加えて、減速航海を徹底しコスト削減に努め、業績は増収となり損益も改善しました。

タンカー部門は、シェール革命の進展により北米で石油・ガスの自給化が進みました。一方で、中東・北アフリカ地域の地政学リスクやウクライナ政変を機に顕在化した東西の対立により、石油・ガス価格は史上最高値圏で推移しましたが、自給化により米国向けの海上荷動きは減り、タンカー輸送の構造転換が進みました。新造船の竣工量は減少しましたが、老齢船の解撤が進まず、

VLCC（大型タンカー）市況は昨年８月に急落、また石油製品タンカー市況は乱高下し、LNG船市況は緩やかに下落傾向を辿りました。海洋事業は、当社が50％の株式を保有するクヌッツェン エヌワイケイ オフショア タンカーズ社がシャトルタンカーを保有・運航する会社を設立し、昨年４月に同社を米国ニューヨーク証券取引所に上場しました。当社の合弁会社が保有するFPSO（浮体式海洋石油・ガス生産貯蔵積出設備）は昨年６月にブラジル沖で原油生産を開始しました。これにより、ドリルシップ、シャトルタンカーに続き、FPSOも収益に貢献する体制が整いました。これらの結果、タンカー部門の業績は増収増益となりました。

以上を総合し、不定期専用船事業全体の業績は前期と比べて増収増益となりました。

Ⅲ．その他事業

(i）客船事業

北米市場のクリスタル・クルーズ、日本市場の飛鳥クルーズとも販売が堅調に推移しました。また、多様な集客施策やコスト削減努力等の継続的な収支構造改革の効果もあり、前期と比べて増収となり利益を計上しました。

(ii）不動産業及びその他の事業

不動産業は、賃貸オフィス市況の低迷により賃収水準が低下し、前期と比べて減収減益となりました。

その他の事業は、円安と取扱数量の増加により、商事業の主力である船舶用燃料油の売上高が増加しました。製造加工業は、原材料費や光熱費などの値上がりにより、利益は伸び悩みました。部門全体では前期と比べて増収減益となりました。

詳細につきましては、あわせて前述の「事業部門別業績」（10ページ）をご参照ください。

③ 安全と環境への取組み

船舶の安全運航と環境の保護は、当社グループの経営の根幹を成すものです。独自の安全管理システムNAV9000と現場の意識を改善するニアミス3000などの安全推進活動を継続し、今後も環境保護にも貢献する安全・確実な海上輸送を実現します。

また、同業他社に先駆けてフィリピンに設立した商船大学の運営、船員研修所やマンニング拠点の増強、船舶管理会社事務所の開設などを進め、最大の船員供給国であるフィリピンで幹部船員育成に努めています。昨年12月には当社初となるLNG船のフィリピン人船長と機関長が誕生しました。

当社グループは、革新的な環境技術の開発に取り組んでいます。完全子会社である㈱MTIとともに、環境負荷を低減する省エネ船の開発を継続しています。空気潤滑システムの搭載船の実航海における実証実験を継続し、効率運航を実現する技術開発にも注力しています。コンテナ船運航部門においては、気象・海象データ、本船データ、航海計画等の情報を陸上と船舶の間でリアルタイムに共有し、最適経済運航を目指すIBISプロジェクトを、その他の船種においても減速運航を支えるIBIS TWOプロジェクトを、技術面から支援しています。

⑵ 当社グループの資金調達及び設備投資の状況

当社グループの当期の所要資金は、主に自己資金、金融機関からの借入れ及び社債発行で賄いました。当期末の有利子負債残高（社債等を含む。）は、前期末比502億円減少し、１兆2,419億円となりました。

当社グループは、不定期専用船事業を中心に全体で2,482億円の設備投資を実施しました。定期船事業及び不定期専用船事業において、船舶を中心にそれぞれ147億円及び1,563億円、航空運送事業において航空機などに496億円、物流事業において輸送機器や物流施設用地などに79億円、客船事業において161億円、不動産業において６億円、その他の事業において27億円の設備投資を実施しました。

⑶ 当社グループの対処すべき課題

① 安定と成長の戦略

当期の事業環境を振り返りますと、前期までの極端な円高は是正されたものの、燃料油価格は高止まりし海運・空運市況も総じて低迷した一年でした。今後も、新造船の発注残がコンテナ船を中心に積み上がり、船腹需給の先行きは楽観視できません。消費財は地産地消が進展し、日本からの輸出が減少する一方、新興国からの輸出が増加し、各経済圏の域内物流が活発化する傾向にあります。米国のシェールガス輸出解禁や原油価格の高止まりによりLNG輸送需要やオフショアビジネスは順調に拡大することが見込まれ、これは当社グループにとって事業拡大の大きな好機です。また、海運業を取り巻く環境規制の厳格化は、技術対応力に優れる当社グループにとって他社との差別化ができる領域と捉えています。

こうした事業環境を踏まえ、本年3月27日に新中期経営計画“More Than Shipping 2018 ～Stage 2 きらり技術力～”を発表しました。本計画は、従前の施策を踏襲しながら、当社グループの海技、エンジニアリング、物流技術、情報技術から日常の創意・工夫までを含む広義の技術力を活かして、一層の差別化を図るものです。また、成長事業であるLNG輸送・海洋事業へ重点投資を行う一方で、コンテナ船やドライバルカーのライト

アセット化を進め、総資産の増加を抑制しながら、より大きな安定収益が期待できる事業ポートフォリオの実現を目指します。
　これらの実現に向けた主要な事業計画は次のとおりです。LNG輸送においては、自ら運営するフィリピンの商船大学等を活用して、船員を含む技術者の育成に注力し、より高品質な運航・船舶管理・建造監督能力を提供します。また、LNGバリューチェーンの全てのステージに参画し、LNG輸送とのシナジーを追求します。海洋事業においては、米国の資本市場へのアクセスを通じた資金調達力を活かして、シャトルタンカー事業を拡大します。また、海洋事業の各現場へ技術者を派遣することにより技術や知見を蓄え、事業機会の拡大を狙います。自動車船部門においては、グループ力を結集して自動車船における建設機械営業を強化し、またRFID（非接触型ICチップ）技術等を活用したソリューションを顧客に提供することで、自動車物流事業の差別化を図ります。ドライバルカー部門においては、貨物と船の契約のバランスをとることで市況耐性を高めます。一般貨物輸送事業においては、海上フォワーディングの強化を含むライトアセット化によりコンテナ輸送事業の最適ポートフォリオを追求します。

② 安全確保と環境保全
　当社グループは、安全確保と環境保全を経営の最重要課題の一つとして捉え、「NYKスーパーエコシップ2030」など長期ビジョンに基づく革新的な技術開発を進めています。国内初のLNG燃料タグボートと、自動車専用船としては世界初となるLNG燃料船の建造をそれぞれ決定したほか、従来の船型に比べ、完成車1台当たりに換算して約30%の燃費向上が見込まれる次世代自動車専用船が本年夏に竣工予定です。また、2018年度までに2010年度比較で燃料消費効率を15%向上させるという明確な目標のもと、減速運航を深化し、CO_2排出削減と大気汚染防止に努めるなど、環境にやさしいビジネスモデルへの変革に取り組んでいます。

③ CSR（企業の社会的責任）経営の強化
　CSRは成長戦略を支える基盤であるという認識のもと、当社グループは前記の「安全確保と環境保全」に加え、「健全で透明性の高い企業経営」と「誇りを持って働ける職場づくり」を三つの柱に、グローバルな視野を持ってCSR経営を強化します。
　「健全で透明性の高い企業経営」については、引き続き内部統制及びコンプライアンスの強化に努めます。
　「誇りを持って働ける職場づくり」については、当社グループ企業理念を支える“NYKグループ・バリュー”（誠意・創意・熱意）の実践を通じて実現を目指します。当期には、男女の区別なく活躍できる制度や環境づくりを進めていることが評価され、経済産業省と㈱東京証券取引所が共同で女性活躍推進に優れた上場企業を選定する「なでしこ銘柄」に選ばれました。今後も、ステークホルダーの皆様との良好な関係の構築及びサービスの品質向上に努めます。

④ 公正取引の徹底
　当社グループは、従前より、独占禁止法の遵守を最重要事項と捉え、そのための体制強化に取り組んできましたが、大変遺憾ながら、当社は本年３月に過年度の特定自動車運送業務に関し公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。
　当該各命令の事実認定及び法解釈において公正取引委員会との間で見解の相違があり、全面的には承服しうるものでありませんが、諸般の事情を総合的に勘案した結果、長期的な当社の企業価値の維持・保全に重きを置いて、当該各命令について審判の請求を行わないこととしました。当社は、このような事態に至ったことを厳粛かつ深刻に受け止め、独占禁止法遵守を徹底するための体制構築及び活動をこれまで以上に推進します。具体的には、再発防止の施策として、同業他社接触規制の厳格化、独占禁止法遵法活動徹底委員会の定期的開催、各事業を対象とした同法リスクアセスメントの実施、投資等における同法リスク審査、各営業部門が締結する同盟・協定ファイリング管理の一元化、及び業務執行に係る取締役等及び従業員等からの遵法誓約書の取得、また早期発見・早期対応の施策として、チーフ コンプライアンス オフィサーの権限強化、社内リニエンシー制度の導入、及び事件対応の体制構築を、一昨年９月の公正取引委員会による調査開始以来、順次導入し実施しており、これらの各施策を今後一層確実に実行することにより企業としての信頼回復に全力を注ぎます。

(4) 当社グループ及び当社の財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

(単位：特記なきものは百万円)

区　分	第124期 平成22年度	第125期 平成23年度	第126期 平成24年度	第127期(当期) 平成25年度
売　上　高	1,929,169	1,807,819	1,897,101	2,237,239
経常損益	114,165	△33,238	17,736	58,424
当期純損益	78,535	△72,820	18,896	33,049
1株当たり当期純損益	46.27円	△42.92円	11.14円	19.48円
総　資　産	2,126,812	2,122,234	2,430,138	2,551,236
純　資　産	728,094	622,490	697,979	773,899
1株当たり純資産	403.46円	341.54円	383.50円	424.67円

(注) １株当たり当期純損益は期中平均発行済株式の総数により算出しています。
また、１株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しています。
なお、発行済株式の総数は自己株式を除いています。

第124期　上期のコンテナ荷動きの急回復により運賃水準が改善し、自動車船部門の業績も通期で順調に回復し海運業は増収となり利益を計上しました。取扱量増加により物流・ターミナル関連事業は業績が改善し、航空運送事業も利益を計上しました。各段階損益において前期実績を上回りました。

第125期　コンテナ船の大量竣工による供給過剰からコンテナ運賃が大きく下落し、完成車輸送台数は東日本大震災やタイの大洪水の影響で大きく減少しました。ドライバルカー市況も需給ギャップの拡大により低迷し、海運業が大幅な損失を計上しました。世界的な景気低迷から航空運送事業や客船事業も業績が悪化し、各段階損益において損失を計上しました。

第126期　コンテナ船の運賃水準は上期に大きく改善しましたが、下期は荷動きが低迷したため下落しました。ドライバルカーとタンカー市況は一年を通して低迷しました。完成車輸送台数は自然災害の影響から回復し、堅調に推移しました。航空運送事業と客船事業の業績は低調で、物流事業も伸び悩みましたが、各種コスト削減に取り組んだ結果、各段階損益において利益を計上しました。

第127期（当期）　当期の状況については、前述の「当社グループの事業の経過及びその成果」（11ページ及び12ページ）をご参照ください。
なお、当社グループの事業部門別の財産及び損益の状況については、前述の「事業部門別業績」及び「事業部門別資産」（10ページ）をご参照ください。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：特記なきものは百万円)

区　分	第124期 平成22年度	第125期 平成23年度	第126期 平成24年度	第127期(当期) 平成25年度
営業収益	970,318	915,862	987,688	1,168,438
経常損益	58,815	△43,873	9,003	37,558
当期純損益	26,741	△64,855	16,707	13,380
1株当たり当期純損益	15.76円	△38.22円	9.85円	7.89円
総　資　産	1,442,434	1,450,772	1,632,499	1,655,372
純　資　産	534,894	456,199	470,426	471,569
1株当たり純資産	315.21円	268.93円	277.33円	278.03円

(注) 1株当たり当期純損益は期中平均発行済株式の総数により算出しています。
また、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しています。
なお、発行済株式の総数は自己株式を除いています。

第124期　コンテナの荷動きが上期に活発化し運賃水準も回復したことにより業績が改善しました。完成車の輸送台数も順調に回復しましたが、ドライバルカーとタンカーの市況は下期に徐々に軟化しました。上期の好調により、前期比大幅な増収となり各段階損益において利益を計上しました。

第125期　コンテナ船の低調な貨物需要に加え、大型新造船の大量竣工により運賃水準は下落し業績が悪化しました。東日本大震災とタイの大洪水の影響で完成車の荷動きは停滞し、新造船の供給圧力の続くドライバルカーやタンカーの市況も改善せず低迷し、各段階損益において損失を計上しました。

第126期　上期に大きく修復したコンテナ船運賃と前年の自然災害から回復した堅調な完成車輸送に支えられ前期比増収となりました。下期にはコンテナ荷動きの鈍化で運賃水準が下落し、ドライバルカーやタンカーの市況は一年を通して低迷しましたが、各段階損益において前期比改善しました。

第127期（当期）　新造大型コンテナ船の竣工が続き、需給ギャップが拡大したことによりコンテナ運賃水準は下落しましたが、コスト削減に鋭意取り組んだ結果、収益性は改善しました。ドライバルカーの市況が夏場以降に好転し、完成車輸送台数が順調に推移したことなどにより、各段階損益において利益を計上しました。

(5) 当社グループの主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

一般貨物輸送事業（定期船事業、航空運送事業、物流事業）
不定期専用船事業
その他事業（客船事業、不動産業、その他の事業）

(6) 当社グループの主要な営業所（平成26年3月31日現在）

① 当社

区　分	所　在　地
本　店	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号（郵船ビル）
支　店	横浜支店（横浜市）、名古屋支店（名古屋市）、関西支店（神戸市）、九州支店（福岡市）、台北支店（台湾）
海外在勤・駐在	ヨハネスブルグ、デュバイ、ドーハ、ジェダ、北京、モスクワ、サンクトペテルブルグ

② 重要な子会社

会　社　名	本店所在地又は国名
NYKバルク・プロジェクト貨物輸送株式会社	東京都千代田区
日本貨物航空株式会社	東京都港区
八馬汽船株式会社	神戸市
郵船クルーズ株式会社	横浜市
郵船商事株式会社	東京都港区
郵船ロジスティクス株式会社	東京都港区
株式会社ユニエツクス	東京都品川区
NYK GROUP AMERICAS INC.	米国
NYK GROUP EUROPE LTD.	英国
NYK GROUP SOUTH ASIA PTE. LTD.	シンガポール
NYK GROUP OCEANIA PTY. LTD.	オーストラリア

（注）NYKバルク・プロジェクト貨物輸送株式会社は、NYKグローバルバルク株式会社と日之出郵船株式会社が昨年10月1日付で合併した会社です。

(7) 当社グループの船舶の状況（平成26年3月31日現在）

事業部門	船種	区分	隻数	重量屯（K/T）
定期船事業	コンテナ船	所有	25	1,333,961
		傭船	76	4,239,030
		合計	101	5,572,991
不定期専用船事業	撒積船（ケープサイズ）	所有	36	6,806,754
		傭船	93	17,769,548
		合計	129	24,576,302
	撒積船（パナマックスサイズ）	所有	41	3,583,235
		傭船	73	6,133,667
		合計	114	9,716,902
	撒積船（ハンディサイズ）	所有	67	2,936,762
		傭船	105	4,943,756
		合計	172	7,880,518
	チップ船	所有	9	438,990
		傭船	40	2,141,889
		合計	49	2,580,879
	自動車船	所有	30	500,040
		傭船	95	1,730,918
		合計	125	2,230,958
	油槽船	所有	52	8,581,229
		傭船	25	3,475,552
		合計	77	12,056,781
	LNG船	所有	26	1,944,204
		傭船	3	228,211
		合計	29	2,172,415
	在来・プロジェクト貨物船	所有	15	302,617
		傭船	37	606,626
		合計	52	909,243
	その他	所有	11	109,459
		傭船	15	208,543
		合計	26	318,002
客船事業	客船	所有	1	7,548
		傭船	2	14,029
		合計	3	21,577
総計		所有	313	26,544,799
		傭船	564	41,491,769
		合計	877	68,036,568

（注1）所有船の隻数は共有船を含み、重量屯は共有船の当該船舶における他社持分を含んでいます。
（注2）1K/T未満を四捨五入のうえ表示しています。
（注3）LNG船の隻数は、非連結の合弁会社保有を加えると67隻です。

(8) 当社グループ及び当社の従業員の状況（平成26年3月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況

事業部門		従業員数（名）	前期末比（名）
一般貨物輸送事業	定期船事業	6,344	△286
	航空運送事業	698	△14
	物流事業	20,179	3,632
不定期専用船事業		2,668	△1
その他事業	客船事業	458	△5
	不動産業	67	1
	その他の事業	1,535	55
全社（共通）		393	95
合計		32,342	3,477

（注1）「全社（共通）」として記載されている従業員は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものです。
（注2）当期より事業部門の区分を変更しており、当期及び前期末比の数値はこれに基づいています。事業部門の変更に関する情報は10ページをご参照ください。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数（名）	前期末比（名）
陸上従業員	847	72
（うち、陸勤船員）	(254)	(△1)
海上従業員	289	△8
合計	1,136	64

（注）当期より、従業員数は当社への出向者67名を含み、他社出向在籍者等及び派遣労働者数を除いています。前期末比の数値も同基準に基づき算出したものです。

(9) 当社の主要な借入先及び借入額（平成26年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社三菱東京UFJ銀行	109,530
日本生命保険相互会社	80,138
明治安田生命保険相互会社	77,800
株式会社日本政策投資銀行	50,673
株式会社三井住友銀行	32,938
農林中央金庫	28,682
株式会社みずほ銀行	25,764
株式会社千葉銀行	20,627
三井住友信託銀行株式会社	20,241
住友生命保険相互会社	19,826

（注）上記のほか、株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローンが合わせて66,750百万円ありますが、各借入額に含めておりません。

(10) 重要な企業結合の状況（平成26年3月31日現在）

① 企業結合の経過及び成果

平成26年3月31日現在の連結子会社は610社、持分法適用会社は143社です。

企業結合の経過及び成果につきましては、前述の「当社グループの事業の経過及びその成果」（11ページ及び12ページ）及び「当社グループ及び当社の財産及び損益の状況」（14ページ）をご参照ください。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
NYKバルク・プロジェクト貨物輸送株式会社	2,100 百万円	100.00	海上運送業
日本貨物航空株式会社	50,574 百万円	100.00	航空運送業
八馬汽船株式会社	500 百万円	74.86	海上運送業
郵船クルーズ株式会社	2,000 百万円	100.00	客船保有・運航業
郵船商事株式会社	1,246 百万円	79.25	石油製品類販売等
郵船ロジスティクス株式会社	4,301 百万円	59.77	貨物利用運送業等
株式会社ユニエツクス	934 百万円	83.44	港湾運送業
NYK GROUP AMERICAS INC.	4,000 千米ドル	100.00	北米・南米地域における海上運送業、総合物流事業等を営む会社の統轄
NYK GROUP EUROPE LTD.	81,490 千ポンド	100.00	欧州地域における海上運送業、総合物流事業等を営む会社の統轄
NYK GROUP SOUTH ASIA PTE. LTD.	16,650 千シンガポールドル	100.00	南アジア地域における海上運送業、総合物流事業等を営む会社の統轄
NYK GROUP OCEANIA PTY. LTD.	8,400 千豪ドル	100.00	大洋州地域における海上運送業、総合物流事業等を営む会社の統轄
ADAGIO MARITIMA S.A. 他船舶保有会社366社	65,739 千米ドル（103社合計） 17,174 百万円（264社合計）	100.00 （全社）	船舶貸渡業

（注1）議決権比率は間接保有を含んでいます。
（注2）ADAGIO MARITIMA S.A.他船舶保有会社366社は船舶の保有・貸渡を行うために当社グループの全額出資によりパナマ、シンガポール、リベリアなどに設立した連結子会社であり、当社グループがこれらの会社より定期傭船して運航している船舶は、当社グループが運航する船隊の主要な一部分を構成しています。
（注3）NYKバルク・プロジェクト貨物輸送株式会社は、NYKグローバルバルク株式会社と日之出郵船株式会社が昨年10月１日付で合併した会社です。

③ 主要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
NSユナイテッド海運株式会社	10,300 百万円	18.95	海上運送業
共栄タンカー株式会社	2,850 百万円	30.03	海上運送業

（注）議決権比率は間接保有を含んでいます。

⑾ その他当社グループの現況に関する重要な事項

当社及び特定の海外現地法人は、平成24年９月に特定自動車運送業務に関する独占禁止法違反の疑いでの公正取引委員会の調査、並びに同種法令に基づく米国当局の調査及び欧州当局の質問状を受けました。そして公正取引委員会から、本年３月に排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。当社及び前記法人の一部は、これに関連し米国及びその他の地域において損害賠償請求訴訟（集団訴訟）を提起されています。

日本貨物航空㈱は、国際航空貨物運送業務に関して韓国公正取引法に違反したとして、平成22年11月に課徴金を課す通知を受領しました。同社は同処分の取消請求訴訟を提起していましたが、本年5月に韓国発全世界向けの案件は差戻し判決が下され、また、日本発韓国向けの案件は上告が棄却されたことにより課徴金の支払いを命じる判決が確定しました。また、同社は米国反トラスト法違反の嫌疑により同国において損害賠償請求訴訟（集団訴訟）を提起されています。

郵船ロジスティクス㈱は、国際航空貨物利用運送業務に関して平成25年3月に米国反トラスト法違反の嫌疑について司法取引に合意しました。同社及び連結子会社はこれに関連し同国において損害賠償請求訴訟（集団訴訟）を提起されています。また、同社及び連結子会社は競争法違反の嫌疑に関しシンガポール競争委員会より調査を受けており、本年４月に暫定的な見解を示す事前通知を受け、これに関し5月に同委員会に意見陳述書を提出しました。

2. 株式に関する事項（平成26年3月31日現在）

⑴ 発行可能株式総数　2,983,550,000株
⑵ 発行済株式の総数　1,696,120,521株

（注）自己株式4,430,467株を除いています。

⑶ 株主数　137,550名（前期末比21,254名減）
⑷ 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	所有株式数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	119,492	7.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	86,639	5.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（三菱重工業株式会社口・退職給付信託口）	41,038	2.42
東京海上日動火災保険株式会社	35,941	2.12
明治安田生命保険相互会社	34,473	2.03
株式会社みずほ銀行	22,867	1.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	18,660	1.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	18,504	1.09
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー	18,317	1.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口6）	17,614	1.04

（注）持株比率は自己株式（4,430,467株）を除いて計算しています。

⑸ 自己株式

前期末における保有自己株式	普通株式	4,301,736株
当期における取得株式		
単元未満株式の買受け	普通株式	140,756株
	取得価額の総額	41,950,014円
当期における処分株式		
単元未満株式の売渡し	普通株式	12,025株
	処分価額の総額	3,460,919円
当期における失効株式	なし	
当期末における保有自己株式	普通株式	4,430,467株

3. 新株予約権等に関する事項（平成26年3月31日現在）

会社法に基づき発行した新株予約権付社債の状況は、次のとおりです。

名称	2026年満期ユーロ円建現金決済条項及び転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債
発行決議の日	平成18年8月31日
発行日	平成18年9月20日
新株予約権の数	89個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 572,008株
新株予約権行使時の払込額（行使価額）	1株当たり 777.96円
新株予約権行使時の資本組入額	1株当たり 388.98円
新株予約権の行使期間	平成18年10月4日から 平成38年9月10日まで

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 （平成25年6月26日から平成26年3月31日までの期間の在任者）

氏　名	地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
宮原 耕治	代表取締役会長・会長経営委員	一般社団法人日本経済団体連合会副会長
工藤 泰三	代表取締役社長・社長経営委員	
内藤 忠顕	代表取締役・副社長経営委員	技術本部長、IT戦略会議議長、チーフインフォメーションオフィサー、一般貨物輸送本部担当
田澤 直哉	代表取締役・専務経営委員	総務本部長、チーフコンプライアンスオフィサー
水島 健二	代表取締役・専務経営委員	経営企画本部長、チーフファイナンシャルオフィサー、客船本部担当
長澤 仁志	代表取締役・専務経営委員	エネルギー輸送本部長
力石 晃一	代表取締役・専務経営委員	自動車輸送本部長
丸山 英聡	取締役・常務経営委員	一般貨物輸送本部長
左光 真啓	取締役・常務経営委員	ドライバルク輸送本部長、客船本部長
大鹿 仁史	取締役・経営委員	企画部門・航空運送事業部門担当
小笠原和夫	取締役・経営委員	ドライバルク輸送部門担当
岡本 行夫	社外取締役（非常勤、独立役員）	株式会社岡本アソシエイツ代表取締役、三菱マテリアル株式会社社外取締役、三菱自動車工業株式会社社外監査役
翁 百合	社外取締役（非常勤、独立役員）	株式会社日本総合研究所理事、株式会社セブン銀行社外取締役、株式会社ブリヂストン社外取締役
甲斐 幹敏	監査役（常勤）	
杉浦 哲	監査役（常勤）	
川口 文夫	社外監査役（非常勤、独立役員）	中部電力株式会社相談役、名古屋鉄道株式会社社外監査役、中日本高速道路株式会社社外取締役会長
菊池 光興	社外監査役（非常勤、独立役員）	

(注1) 取締役のうち、岡本 行夫及び翁 百合の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
(注2) 監査役のうち、川口 文夫及び菊池 光興の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
(注3) 社外役員が業務を執行する又は社外役員を兼任する重要な兼職先のうち、三菱マテリアル株式会社と当社との間には石炭輸送等の取引が、三菱自動車工業株式会社と当社との間には自動車輸送等の取引が、株式会社ブリヂストンと当社との間にはタイヤ輸送等の取引があります。社外役員が業務を執行する又は社外役員を兼任するその他の重要な兼職先とは、特記すべき関係はありません。

(注4) 監査役のうち、杉浦 哲氏は当社の経理担当取締役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

(注5) 当期中の退任取締役及び監査役並びに新任取締役及び監査役は次のとおりです。

〈退任〉

取締役	加藤 正博	(平成25年6月25日任期満了により退任)
取締役	寶納 英紀	(平成25年6月25日任期満了により退任)
取締役	平松 宏	(平成25年6月25日任期満了により退任)
取締役	楠瀬 俊一	(平成25年6月25日任期満了により退任)
監査役（常勤）	高畑 尚紀	(平成25年6月25日任期満了により退任)

〈新任〉

取締役・常務経営委員	丸山 英聡	(平成25年6月25日就任)
取締役・常務経営委員	左光 真啓	(平成25年6月25日就任)
取締役・経営委員	大鹿 仁史	(平成25年6月25日就任)
取締役・経営委員	小笠原和夫	(平成25年6月25日就任)
監査役（常勤）	杉浦 哲	(平成25年6月25日就任)

(注6) 岡本 行夫、翁 百合、川口 文夫及び菊池 光興の4氏につきましては、株式会社東京証券取引所等に対し独立役員として届け出ています。独立役員とは株式会社東京証券取引所等が一般株主保護のために確保することを義務付けているものです。

(2) 経営委員の状況（ご参考）（平成26年４月１日現在）

地位	氏名
代表取締役会長・会長経営委員	宮原 耕治
代表取締役社長・社長経営委員	工藤 泰三
代表取締役・副社長経営委員	内藤 忠顕
代表取締役・専務経営委員	田澤 直哉
	水島 健二
	長澤 仁志
	力石 晃一
専務経営委員	赤峯 浩一

地位	氏名
取締役・常務経営委員	丸山 英聡
	左光 真啓
常務経営委員	坂本 深
	阿部 隆
	田中 康夫
取締役・経営委員	大鹿 仁史
	小笠原 和夫

地位	氏名	
経営委員	中井 拓志	田島 哲明
	磯田 裕治	岡本 宏行
	三木 賢一	スヴェイン・スタイムラー (Svein Steimler)
	永井 圭造	ジェレミー・ニクソン (Jeremy Nixon)
	庄司 勉	※小山 智之
	吉田 芳之	※土屋 恵嗣
	高橋 栄一	※原田 浩起
	安川 裕行	※宮本 教子

(注1) 平成26年3月31日をもって退任した経営委員は次の2氏です。
服部 浩、和崎 揚子

(注2) ※は平成26年4月1日付の新任経営委員です。

(注3) 安川 裕行氏は、当社の連結子会社である郵船ロジスティクス株式会社の代表取締役専務執行役員を兼務しています。

⑶ 役員の報酬等の総額

区　　分	人数（名）	報酬額（年額）（百万円）	賞与額（百万円）	支給額（計）（百万円）
取　締　役 （うち、社外取締役）	17 (2)	604 (38)	–	604 (38)
監　査　役 （うち、社外監査役）	5 (2)	101 (26)	–	101 (26)
合　　計 （うち、社外役員）	22 (4)	705 (65)	–	705 (65)

（注1）取締役への支給額には、当事業年度に退任した取締役4名に対する支給額を含めています。
（注2）監査役への支給額には、当事業年度に退任した監査役1名に対する支給額を含めています。
（注3）前々期・前期と同様、第127期に係る取締役賞与の支給はありません。

⑷ 社外役員の主な活動状況

地位及び氏名	主な活動状況
社外取締役 （非常勤、独立役員） 岡本　行夫 （平成20年6月24日就任）	当事業年度開催の取締役会14回中12回に出席（出席率86％）し、必要に応じ、主に国際情勢に精通する専門家としての幅広い知識と見識から発言を行いました。
社外取締役 （非常勤、独立役員） 翁　百合 （平成20年6月24日就任）	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席（出席率100％）し、必要に応じ、主に経済・金融情勢に精通する専門家としての幅広い知識と見識から発言を行いました。
社外監査役 （非常勤、独立役員） 川口　文夫 （平成23年6月23日就任）	当事業年度開催の取締役会14回すべて（出席率100％）及び監査役会16回すべて（出席率100％）に出席し、必要に応じ、主に企業経営等の豊富な経験を通じて培われた見識から発言を行いました。
社外監査役 （非常勤、独立役員） 菊池　光興 （平成24年6月20日就任）	当事業年度開催の取締役会14回すべて（出席率100％）及び監査役会16回すべて（出席率100％）に出席し、必要に応じ、主に官界における豊富な経験を通じて培われた見識から発言を行いました。

当社は過年度の特定自動車運送業務に関し、公正取引委員会から本年3月に独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。岡本行夫、翁 百合、川口文夫及び菊池光興の各氏は、当該命令の対象行為に係る調査を受けるまで当該命令の対象たる行為を認識していませんでした。各氏はそれまでの法令遵守に関する発言に加え、取締役会（監査役においては監査役会も含む。）や独占禁止法遵法活動徹底委員会などにおいて、海外の競争法を含む独占禁止法の違反行為の根絶及び再発防止のために意見を表明しています。

⑸ 社外役員の責任限定契約に関する事項

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき定めた定款第33条及び第43条により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする契約を締結しています。

5. 会計監査人に関する事項

⑴ 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

⑵ 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区　　分	報酬等の額（百万円）
報酬等の額	145
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	297

（注1）当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分していませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。
（注2）当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である、財務に関する調査業務等の対価を支払っています。
（注3）当社の重要な子会社のうち、㈱ユニエツクス、NYK GROUP AMERICAS INC.、NYK GROUP EUROPE LTD.、NYK GROUP SOUTH ASIA PTE. LTD.及び NYK GROUP OCEANIA PTY. LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

⑶ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意を得て又は請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案します。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は平成26年3月27日開催の取締役会において、会社法に基づく業務の適正を確保するための体制を、既に実施し継続中の施策も含めて次のとおり再決議しました。

＜取締役会決議の概要＞

(1) ①当社は、日本郵船グループ企業理念、グループ・バリュー、日本郵船グループ企業行動憲章及び日本郵船行動規準を制定しており、引き続き、これらに則った適切な経営体制の強化に努める。

②取締役等及び従業員等の法令等遵守及び業務の適正を確保するため、明確な権限配分及び事務分掌等を社内規程に定め、重要事項を経営委員会及び取締役会において審議する。コンプライアンス委員会及び内部統制委員会を設置し、チーフ コンプライアンス オフィサー（CCO）を任命しており、法令、定款及び社内規程の遵守はもとより、企業倫理や社会規範等を尊重する社内体制や仕組みの強化に努める。

③当社グループにおける公正取引問題の発生に鑑み、総力を挙げて公正取引に関する理解の深化と法令遵守の徹底を図り、同種事案の再発防止を期する。具体的には、従前からの、社長による独占禁止法遵守徹底の表明、社内各部門・国内及び海外グループ会社における統制ネットワークの構築と運用、マニュアル等の整備や各種研修による社内の啓発と教育、同業他社との接触規制などに加え、再発防止の施策として、接触規制の厳格化、独占禁止法遵法活動徹底委員会の定期的開催、同法リスクアセスメントの実施、投資等における同法リスク審査、同盟・協定ファイリング管理の一元化、及び業務執行に係る取締役等及び従業員等からの遵法誓約書の取得、早期発見・早期対応の施策として、CCOの権限強化、社内リニエンシー制度の導入、及び事件対応の体制構築を行う。

④法令遵守の徹底及びコンプライアンスの推進のため法務部門を強化し、コンプライアンス教育・研修の継続実施、相談窓口の適切な運用、コンプライアンス総点検月間の定期的実施、贈収賄禁止に関する社内規程の制定と周知徹底、並びにグループ会社との連携強化を図り問題の早期把握に努め、適切な対策を講じる。内部監査部門は、実地監査等を行い法令違反等の発見に努める。

⑤公益通報者保護法に対応する社内規程を定め、社内外に通報窓口を設け、必要な措置を講じる。

(2) 取締役及び取締役会は、その職務の執行に係る文書その他の情報を、社内規程に従い適切に保存及び管理する。

(3) リスク管理に関する社内規程により、各本部長等が担当業務のリスクと管理状況の評価を実施し、重要リスク選定会議において検討することで全社的にリスクを明確にし、適切な対応策を実施する。船舶の安全運航と環境保全に係るリスク管理を徹底するとともに、大規模災害等に際する事業継続計画を改正し、部門ごとに整備を進める。

(4) 社内規程に定める職務権限及び意思決定ルールと電子稟議システムの活用による決裁処理の迅速化により、取締役が適正かつ効率的に職務を執行する体制を整備する。

(5) 当社グループ全体に適用する企業理念及び企業行動憲章を定め、研修やコンプライアンス情報の発信等の活動を通じ、諸法令、企業倫理及び社会規範等を遵守尊重するようグループ会社に周知徹底する。企業価値向上と健全性の確保及び経営効率の向上を目指し、グループ経営委員会を設置している。内部監査部門は、当社及びグループ会社の内部監査を通じ助言や改善提案等を行う。

(6) 当社は専任スタッフを擁する監査役室を設置し、社外監査役のサポートを含め、監査役の職務を補助する。当該専任スタッフは、常勤監査役の指揮命令下にあり、常勤監査役が人事考課を行う。

(7) 取締役及び取締役会は、法令並びに監査役会規則及び監査役監査基準に定められた職務の遂行が可能な体制を確保するため、監査役が有効な監査を行うことができるよう環境整備に努める。また、監査役の情報収集体制を確保することで経営課題や業務実態を把握できる体制を整える。

(8) 当社は、金融商品取引法に基づく財務計算の適正性を確保するために必要な内部統制の体制を構築し、整備及び運用状況の有効性評価を実施する。

(9) 当社は、反社会的勢力との関係遮断を徹底するため同勢力対応の相談担当窓口を設置し、外部の専門機関との提携を日常より緊密に行い、情報収集に努め適宜周知する。反社会的勢力排除をコンプライアンス上の重要項目と位置付け、マニュアルを整備し適切な対応を行う。

7. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、CSR経営への強い意識を有するグローバルな総合物流企業グループとして発展することを目指す当社グループの企業理念を理解し、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させていくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、特定の者による株券等の大規模な買付行為であっても、企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかし、中には株主の皆様や取締役会に必要な時間や情報を提供しないもの、当該買付者自身の利益のみを図る濫用的なもの、又は買付等の条件が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれがあるものがあることを否定することができません。当社は、このような買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの具体的な内容の概要

① 中期経営計画

当社は、平成23年４月から３ヵ年の中期経営計画“More Than Shipping 2013”において４つの重点戦略を策定し、アジアの成長を取り込み更なる成長を目指してきました。さらに当社は本年３月に、４月から５ヵ年の新中期経営計画“More Than Shipping 2018 ～Stage 2 きらり技術力～”を策定しました。

（注）新中期経営計画の概略図は2ページをご参照ください。

② コーポレートガバナンス

当社は、経営委員制度の導入と取締役人数の削減、社外取締役2名の選任、取締役の任期の短縮（1年）といった措置により、経営の透明性向上と、取締役会の活性化及び経営監督機能の強化を図っています。更に、株主総会招集通知を原則として総会3週間前に発送し、株主の皆様の議案検討のための時間の確保にも努めています。

③ 配当方針

当社は、海上運送事業はもとより他の事業の拡充など将来の事業展開と市況の変動に耐えうる内部留保の水準に留意しつつ、配当性向や業績の見通し等を総合的に勘案し、安定した配当を継続的に実施していくことを基本方針としています。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的な内容の概要

当社は、平成20年6月開催の第121期定時株主総会において「当社株券等の大規模買付等に対する企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上のための対応策」を導入し、更に平成23年6月開催の第124期定時株主総会においてこれを一部変更のうえ有効期間を3年間として更新（以下、更新後のものを「現プラン」といいます。）しています。

なお、現プランの有効期限は、本年6月24日開催予定の当社第127期定時株主総会終結の時までとなっており、当社は本年5月15日開催の取締役会において、現プランを更新しないことを決議しました。

現プランの概要は以下のとおりです。

①株券等の保有又は所有割合が20％以上となる当社株券等の買付等又は公開買付けであって取締役会の同意を得ないで行われる大規模買付等を対象とします。

②大規模買付者には、大規模買付等に着手する前に、当社に対し意向表明書を提出していただきます。それを受けて取締役会は、大規模買付者に対し所要の情報を記載した買付説明書を提出するよう請求します。

③取締役会は、大規模買付者より買付説明書の提出を受けたときは、当該大規模買付等に対する対抗措置の発動の是非等について、社外取締役又は社外有識者合計3名以上で構成される独立委員会に諮問します。独立委員会は、買付説明書の提出完了日から原則として60日以内に対抗措置の発動勧告、不発動勧告又はその他の答申を行い、取締役会は独立委員会の答申を最大限尊重します。

④取締役会は、
a. 当該大規模買付者を手続を遵守していない者と認めたときは、独立委員会の発動勧告を経たうえで、対抗措置の発動を決議することができます。
b. 独立委員会が当該大規模買付者を濫用的買付者と認めて発動勧告をした場合は、原則として株主総会の決議を経ることなく、対抗措置の発動を決議することができます。
c. 独立委員会が当該大規模買付等は企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると認めて発動勧告をしたときは、株主総会を招集しその承認を経て、対抗措置の発動を決議することができます。

⑤取締役会は、対抗措置として、新株予約権の株主無償割当てその他独立委員会の意見を踏まえて最も適切と判断したものを選択します。ただし、新株予約権の発行の場合であっても、一部の新株予約権者に対する現金交付は行いません。

⑷ ⑵及び⑶の取組みに関する当社取締役会の判断及びその理由

取締役会は、⑵の取組みは当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目的とするものであり、また⑶の取組みは買収防衛策に関して公表されている指針及び報告（経済産業省・法務省「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（平成17年5月）及び企業価値研究会「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（平成20年6月））の諸原則を充足している等相当な内容であることから、いずれも、⑴で述べた基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものでなく、また、役員の地位の維持を目的とするものでないと判断しています。

（注）以上の詳細は、平成23年5月13日付のIRニュース「当社株券等の大規模買付等に対する企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上のための対応策（買収防衛策）の更新について」(http://www.nyk.com/release/1413/IR_110513_1.html)をご参照ください。

連結計算書類

1. 連結貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	871,782
現金及び預金	218,358
受取手形及び営業未収入金	268,612
有価証券	136,046
たな卸資産	72,147
繰延及び前払費用	72,621
繰延税金資産	4,622
その他	101,802
貸倒引当金	△2,429
固定資産	1,678,790
有形固定資産	1,228,565
船舶	923,623
建物及び構築物	77,254
航空機	18,505
機械装置及び運搬具	35,231
器具及び備品	5,669
土地	64,906
建設仮勘定	97,054
その他	6,320
無形固定資産	41,933
借地権	5,102
ソフトウエア	7,621
のれん	24,179
その他	5,029
投資その他の資産	408,291
投資有価証券	291,212
長期貸付金	24,177
退職給付に係る資産	36,913
繰延税金資産	7,445
その他	52,240
貸倒引当金	△3,698
繰延資産	664
資産合計	**2,551,236**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	526,564
支払手形及び営業未払金	229,738
短期借入金	115,090
未払法人税等	6,190
繰延税金負債	4,156
前受金	70,156
賞与引当金	7,991
役員賞与引当金	345
独禁法関連引当金	13,307
購入契約損失引当金	3,892
傭船解約損失引当金	906
その他	74,787
固定負債	1,250,773
社債	235,445
長期借入金	875,956
繰延税金負債	33,928
退職給付に係る負債	17,433
役員退職慰労引当金	1,867
特別修繕引当金	19,726
その他	66,414
負債合計	**1,777,337**
純資産の部	
株主資本	726,076
資本金	144,319
資本剰余金	155,617
利益剰余金	428,173
自己株式	△2,034
その他の包括利益累計額	△5,805
その他有価証券評価差額金	29,169
繰延ヘッジ損益	△22,638
為替換算調整勘定	△8,289
退職給付に係る調整累計額	△4,046
少数株主持分	53,628
純資産合計	**773,899**
負債純資産合計	**2,551,236**

2. 連結損益計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科　　目	金　　額	
売上高		2,237,239
売上原価		1,991,043
売上総利益		246,195
販売費及び一般管理費		201,200
営業利益		44,995
営業外収益		
受取利息	2,603	
受取配当金	4,188	
持分法による投資利益	15,321	
為替差益	5,299	
その他	7,955	35,368
営業外費用		
支払利息	18,985	
その他	2,954	21,939
経常利益		58,424
特別利益		
固定資産売却益	11,216	
投資有価証券売却益	14,058	
その他	2,205	27,480
特別損失		
固定資産売却損	2,415	
独禁法関連引当金繰入額	13,101	
減損損失	6,832	
購入契約損失引当金繰入額	3,892	
その他	6,556	32,797
税金等調整前当期純利益		53,106
法人税、住民税及び事業税	16,767	
法人税等調整額	△1,014	15,752
少数株主損益調整前当期純利益		37,354
少数株主利益		4,305
当期純利益		33,049

3. 連結株主資本等変動計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	144,319	155,619	401,721	△1,998	699,662	30,050	△34,705	△43,423	△528	△48,606	47,644	698,701
会計方針の変更による累積的影響額			△160		△160				△405	△405	△155	△721
会計方針の変更を反映した当期首残高	144,319	155,619	401,561	△1,998	699,502	30,050	△34,705	△43,423	△933	△49,011	47,488	697,979
当連結会計年度中の変動額												
剰余金の配当			△6,784		△6,784							△6,784
当期純利益			33,049		33,049							33,049
自己株式の取得				△41	△41							△41
自己株式の処分		△2		5	3							3
連結子会社の決算期変更に伴う増減			234		234							234
連結範囲の変動			138		138							138
持分法の適用範囲の変動			△0		△0							△0
その他			△23		△23							△23
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）						△880	12,066	35,133	△3,113	43,205	6,139	49,345
当連結会計年度中の変動額合計	−	△2	26,612	△36	26,573	△880	12,066	35,133	△3,113	43,205	6,139	75,919
当期末残高	144,319	155,617	428,173	△2,034	726,076	29,169	△22,638	△8,289	△4,046	△5,805	53,628	773,899

4. 連結キャッシュ・フロー計算書の要旨（ご参考） (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科　　目	金　額
営業活動によるキャッシュ・フロー	136,522
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,409
財務活動によるキャッシュ・フロー	△95,485
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,891
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	51,337
現金及び現金同等物の期首残高	298,429
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	268
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の期首残高増減額（△は減少）	△312
現金及び現金同等物の期末残高	349,723

（注）本計算書は監査報告書の対象外です。

計算書類

1. 貸借対照表（平成26年3月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	569,585
現金及び預金	90,806
営業未収金	116,517
短期貸付金	75,043
有価証券	136,000
貯蔵品	48,007
繰延及び前払費用	54,322
代理店債権	11,164
繰延税金資産	1,660
その他流動資産	36,694
貸倒引当金	△631
固定資産	1,085,123
有形固定資産	171,622
船舶	113,260
建物	19,012
構築物	498
機械及び装置	314
車両及び運搬具	69
器具及び備品	793
土地	28,813
建設仮勘定	8,861
無形固定資産	11,544
のれん	7,856
借地権	511
ソフトウエア	3,134
その他無形固定資産	41
投資その他の資産	901,956
投資有価証券	108,535
関係会社株式及び出資金	296,278
長期貸付金	410,070
リース債権	69,822
その他長期資産	57,185
貸倒引当金	△39,936
繰延資産	664
社債発行費	664
資産合計	**1,655,372**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	314,221
営業未払金	110,940
短期借入金	83,896
リース債務	8
未払金	3,546
未払法人税等	205
前受金	34,339
預り金	54,098
代理店債務	941
賞与引当金	1,799
独禁法関連引当金	13,101
傭船解約損失引当金	906
その他流動負債	10,438
固定負債	869,582
社債	235,445
長期借入金	584,879
リース債務	39
繰延税金負債	24,480
その他固定負債	24,737
負債合計	**1,183,803**
純資産の部	
株主資本	452,841
資本金	144,319
資本剰余金	154,388
資本準備金	151,691
その他資本剰余金	2,696
利益剰余金	156,161
利益準備金	13,146
その他利益剰余金	143,014
配当準備積立金	50
特別償却積立金	48
圧縮記帳積立金	4,739
別途積立金	118,324
繰越利益剰余金	19,852
自己株式	△2,028
評価・換算差額等	18,727
その他有価証券評価差額金	28,177
繰延ヘッジ損益	△9,449
純資産合計	**471,569**
負債純資産合計	**1,655,372**

2. 損益計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで) (単位：百万円)

科　　目	金　　額	
海運業収益	1,162,432	
海運業費用	1,110,634	
海運業利益		51,798
その他事業収益	6,005	
その他事業費用	3,459	
その他事業利益		2,546
営業総利益		54,345
一般管理費		40,497
営業利益		13,847
営業外収益		
受取利息及び配当金	31,664	
その他営業外収益	4,691	36,355
営業外費用		
支払利息	11,409	
その他営業外費用	1,235	12,645
経常利益		37,558
特別利益		
固定資産売却益	1,691	
投資有価証券売却益	13,700	
関係会社清算益	2,389	
その他特別利益	82	17,864
特別損失		
固定資産処分損	51	
貸倒引当金繰入額	23,362	
独禁法関連引当金繰入額	13,101	
傭船解約損失引当金繰入額	906	
その他特別損失	4,092	41,514
税引前当期純利益		13,907
法人税、住民税及び事業税	2,360	
法人税等調整額	△1,833	527
当期純利益		13,380

3. 株主資本等変動計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本											評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金									
					配当準備積立金	特別償却積立金	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	144,319	151,691	2,698	13,146	50	89	5,028	118,324	12,927	△1,991	**446,284**	29,322	△5,180	**470,426**
当事業年度中の変動額														
剰余金の配当									△6,784		**△6,784**			**△6,784**
特別償却積立金の取崩						△41			41		**–**			**–**
圧縮記帳積立金の取崩							△333		333		**–**			**–**
圧縮記帳積立金の積立							43		△43		**–**			**–**
当期純利益									13,380		**13,380**			**13,380**
自己株式の取得										△41	**△41**			**△41**
自己株式の処分			△2							5	**3**			**3**
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）												△1,145	△4,268	**△5,414**
当事業年度中の変動額合計	–	–	△2	–	–	△41	△289	–	6,925	△36	**6,556**	△1,145	△4,268	**1,142**
当期末残高	144,319	151,691	2,696	13,146	50	48	4,739	118,324	19,852	△2,028	**452,841**	28,177	△9,449	**471,569**

監査報告

1. 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月8日

日 本 郵 船 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小野　敏幸　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　五十嵐　徹　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　野田　智也　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本郵船株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本郵船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

2. 会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月8日

日本郵船株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野　敏幸	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐　徹	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野田　智也	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本郵船株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第127期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

3. 監査役会の監査報告書　謄本

監査報告書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第127期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、経営委員、使用人等及び会計監査人である有限責任監査法人トーマツ（以下「会計監査人」という。）からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査の方針と職務の分担等に従い、取締役、経営委員、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通及び監査の環境の整備を図り、広く情報の収集に努めるとともに、取締役会及び経営委員会その他重要な会議に出席するほか、取締役、経営委員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、経営委員、使用人等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号に規定する事項（会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）については、その内容の概要について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、事業報告記載のとおり、当社は、過年度における特定自動車運送業務に関し、公正取引委員会から独占禁止法違反に係る排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。監査役会といたしましては、当社グループを挙げて競争法コンプライアンス体制強化の諸施策を推進し、再発防止の徹底に取り組んでいることを確認しております。今後ともコンプライアンス体制の強化が図られるよう注視してまいります。

平成26年5月14日

日本郵船株式会社　監査役会

常勤監査役　甲斐　幹敏　㊞

常勤監査役　杉浦　　哲　㊞

社外監査役　川口　文夫　㊞

社外監査役　菊池　光興　㊞

以　上

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

〉〉〉インターネットによる議決権行使のお手続について

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、議決権行使書面又はインターネットによる議決権行使のお手続は、いずれも不要です。

1．議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）(注) から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによって実施可能です。
(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)

バーコード読取機能付の携帯電話を利用して左の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。
なお、操作方法の詳細につきましては、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、プロキシーサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もあります。

(3) 携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成26年6月23日（月曜日）の午後5時まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスク（次ページ）へお問合せください。

(注)「ｉモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

2．インターネットによる議決権行使方法について

（1）議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書面に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますので、ご了承ください。

3．複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

（1）議決権行使書面の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取扱いいたします。

（2）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合（パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合を含みます。）は、最後に行使された内容を有効としてお取扱いいたします。

4．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問合せ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027
（オペレーター対応、受付時間：9:00～21:00）

その他のお問合せ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部
0120-232-711
（オペレーター対応、受付時間：土・日・祝日を除く9:00～17:00）

［機関投資家の皆様へ］

当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主メモ

(1) 商号	日本郵船株式会社 Nippon Yusen Kabushiki Kaisha
(2) 創立	明治18年（1885年）9月29日 （創業：同年10月1日）
(3) 資本金	144,319,833,730円
(4) 事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
(5) 定時株主総会	6月開催
(6) 同総会権利行使株主確定日	3月31日
(7) 期末配当金受領株主確定日	3月31日
(8) 中間配当金受領株主確定日	9月30日
(9) 単元株式数	1,000株

(10) 基準日

上記確定日のほか､必要あるときはあらかじめ公告のうえ基準日を定めます。

(11) 公告方法

電子公告により行い、次の当社ウェブサイトに掲載します。
http://www.nyk.com/koukoku/
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法で行います。

(12) 株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）

三菱UFJ信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務取扱場所】
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【お問合せ・郵便物送付先】
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
0120-232-711
（オペレーター対応、受付時間：土・日・祝日を除く9:00～17:00）

お知らせ

(1) 株式に関するお手続のご案内

①次に記載の株式に関する各種お手続につきましては以下のとおりとなっております。

- 株式の口座振替のご請求
- 株式の相続お手続
- 単元未満株式の買取り・売渡し（買増し）のご請求
- 住所変更、住居表示変更のお届け
- 改姓、改名のお届け
- 配当金の口座振込のご指定、変更のお届け　など

(i) 証券会社等に口座を開設されている株主様

口座を開設されている口座管理機関（お取引の証券会社等）にお問合せください。

(ii) 特別口座に記録された株式を所有の株主様

特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社にお問合せください。

②未払配当金のお支払いに関しましては、いずれの株主様も株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社にお問合せください。

三菱UFJ信託銀行株式会社
0120-244-479（用紙ご請求専用､24時間自動音声応答）
0120-232-711
（オペレーター対応、受付時間：土・日・祝日を除く9:00～17:00）
ウェブサイト　http://www.tr.mufg.jp/daikou/

(2) 株主優待制度のご案内

毎年3月31日現在の株主の皆様に飛鳥クルーズのご優待割引券を用意しております。ご請求はがきは6月開催の定時株主総会後にお送りする配当金関係書類に同封いたします。ご請求はがきが当社に到着後、ご優待割引券を普通郵便で発送いたします。発送後の事故等につきましては、当社は責任を負いかねます。

3月31日現在のご所有株式数	ご優待割引券枚数
1,000株以上　5,000株未満	3枚
5,000株以上　10,000株未満	6枚
10,000株以上	10枚

（有効期間：7月1日から翌年の7月31日まで）

- ご優待割引券は株主様ご本人以外もご利用いただけます。
- ご優待割引券1枚につき、1クルーズ（対象外もあり）1名様10%の料金を割引いたします（1名様1枚限り有効）。
- 他の割引、早期申込割引等と重複してご利用にはなれません。
- 飛鳥クルーズにつきましては、次の郵船クルーズ株式会社のウェブサイトをご覧いただくか、お電話でクルーズデスクまでお問合せください。
  ウェブサイト　http://www.asukacruise.co.jp
  ☎0570-666-154（クルーズデスク）

株　主　総　会　会　場
ご　　案　　内　　図

ザ・プリンス パークタワー東京
地下2階　ボールルーム

会場は、東京プリンスホテルとは別のホテルであり敷地が離れております。お間違いのないようご注意ください。

最 寄 駅：

❶ 都営地下鉄　三 田 線　　**「芝公園駅」**

A4 出口より東エントランス（東側入口）経由、会場まで徒歩約10分

❷ 都営地下鉄　大江戸線　　**「赤羽橋駅」**

赤羽橋口 出口より南エントランス（南側入口）経由、会場まで徒歩約10分

※会場へのご入場は株主様ご本人のみとなりますので、ご了承ください。
株主総会の受付開始時刻は当日午前９時です。
開会時刻間際になりますと、会場受付の混雑が予想されます。
会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。
株主総会へは本招集ご通知をご持参ください。

NIPPON YUSEN KAISHA

〒100-0005　東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
☎ 03-3284-5151（代表）
http://www.nyk.com

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。